

昭和36年8月15日発行（但休日には翌日）

鳥取県公報

◇訓令 鳥取県内職公共職業補導所処務規程

◇教委告示 臨時教育委員会の招集

目次

別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（事務の代決）

第二条 所長に事故あるときは、あらかじめ所長の指定了した所員がその事務を代決する。

2 前項の規定により代決した事項については、遅滞なく後闇を受けなければならない。ただし、軽易な事務については、この限りでない。

（事務引継）

第三条 所長が転職、免職又は退職の場合は、すみやかに書類帳簿その他重要事項につき引継書を作成して、後任者又は知事の指定した職員に引き継がなければならぬ。

（雑則）

第四条 この規定に定めるもののほか事務の処理について必要な事項は、知事の承認を得て所長が別に定める。

第一条 鳥取県内職公共職業補導所の処務については、

鳥取県知事 石破二朗
鳥取県内職公共職業補導所処務規程

（総則）

昭和三十六年八月十五日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県内職公共職業補導所の処務については、

この訓令は、昭和三十六年八月十五日から施行する。

附則

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十四号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十六年八月十五日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

一日 時 昭和三十六年八月十七日午前十一時

二場所 鳥取市東町 自治会館

三議題 1 昭和三十七年度使用の教科書採択について

2 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日火、金

発行者

鳥取県鳥取市栗谷町

印刷所

鳥取県鳥取市栗谷町

印刷

所

一部月額一二〇円(配達料共)